

アンテナショップコーナー及びギャラリーコーナー使用要領(関係条文抜粋)

(使用の目的)

第2条 アンテナショップコーナーについては、京都府内の特産品等の普及・宣伝を、ギャラリーコーナーについては、各種芸術作品等の展示を目的として使用することを原則とする。

第3条 アンテナショップコーナー及びギャラリーコーナーを使用しようとする団体又は個人は、館の管理者(以下「館長」という。)に使用申込書(別記第1号様式)を提出し館長の承認(以下「使用の承認」という。)を受けなければならない。

2 館長は、前項の使用申し込みを使用開始日の3か月前から受け付けることができる。

第5条 アンテナショップコーナー及びギャラリーコーナーの使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、善良な管理者の注意をもって施設等の管理を行うものとする。

2 使用者は、施設または設備を損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

3 館は、使用者の搬入した展示品及びその他の備品の損傷、盗難等について責任を負わない。

(使用者の義務)

第6条 使用者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を得た目的以外に使用しないこと。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は他人に利用させないこと。
- (3) 公序良俗に反する行為、その他館の秩序維持又は管理に支障があると認められる行為をしないこと。
- (4) 営利を目的とする宣伝及び販売その他これに類する行為をしないこと。
- (5) 館の管理上の必要のため館長が行う指示に従うこと。

(承認の取消し等)

第7条 館長は、次の各号の一に該当するときは、使用の承認を取消し、又は使用を制限し若しくは停止させることができる。

- (1) 使用者がこの要領に違反したとき
- (2) 使用者が使用の承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき
- (3) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けた事実が明らかになったとき
- (4) その他、管理上やむをえない理由があるとき

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次に各号の一に該当するときは、それぞれの割合で還付することができる。

- (1) 管理上の都合により使用の承認を取り消したときは、10分の10以内
- (2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったときは、10分の10以内
- (3) 使用開始日の7日前までに使用中止の申し出があり、相当の理由があると認められたときは、10分の5以内

(使用料の減免)

第9条 館長は、次の各号の一に該当するときは、前条に定める使用料を、それぞれの割合で減免することができる。

- (1) 地方公共団体又はこれと共催する団体が使用する場合 10分の10
- (2) 満60歳以上の者又は構成員の2分の1以上が満60歳以上である団体が使用する場合 10分の5
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する者又はこれらの者の福祉の増進を図ることを目的とする団体が使用する場合 10分の5
- (4) その他館長が特に必要と認める場合 10分の3

付則

この要領は、平成13年11月1日から施行する。

別表 (ギャラー)

(単位 円)

日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上
金額	3,000	5,700	8,100	10,200	12,000	2,250 (1日当)

ギャラリーコーナー使用細則

ギャラリーコーナーを使用する者（団体）は、使用要領に定める条項の他、次の事項を誠実に履行してください。

第一 使用できる館内設備及び備品

使用できる設備等は別添「貸しギャラリー平面図」に記載のとおりです。
なお、申請に当たっては平面図に配置案と使用希望備品等を記入し、使用申込時に提出してください。又、これら以外の備品等を使用される場合は各自持ち込んでください。ただし、この場合は事前に館長に届け出てください。

第二 入・退館時間

原則として、ぶらり嵐山の開閉館時間とします。ただし、展示作品の搬入・搬出等で支障がある場合、館長の承認があれば若干の時間変更ができます。

なお、駐車場の使用は出展作品の搬入・搬出時間に限り使用できます。この場合は事前に館長に届け出てください。

第三 使用者の責務

使用者は出展期間中、作品の管理保全について責任を持ってください。

第四 出展作品の梱包等の空箱は、館長の指示する場所に置いてください。